

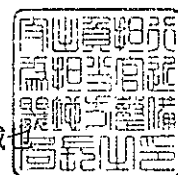
入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年 2月 5日

支出負担行為担当官
近畿地方整備局長

木下 誠也



1. 一般競争に付する事項

- (1) 調達案件等の名称及び数量 大阪合同庁舎第1号館本館エレベータ保守業務1式
(電子入札対象案件)
- (2) 調達案件等の概要 入札説明書による
- (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎第1号館
- (5) 入札方法
 - ① 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 電報及び郵送による入札は認めない。
 - ③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
 - ④ 入札書に記載する金額は、月額とする。
- (6) 電子入札システムの利用 本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格等

- (1) 競争参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 平成11年度以降において、6階以上の建物でかつ20年以上稼働しているエレベータが設置されている建物のエレベータ保守業務（フルメンテナンス契約）の契約実績を有していること。
- ④ 緊急時には、1時間以内に履行先に到着し対応できること。
- ⑤ 証明書等の受領期限の日から開札までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- ⑥ 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書を交付する場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎第1号館 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買係
電話06-6942-1141（内線2536）

- (2) 電子入札システムの URL 及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム
<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

- (3) 電子入札システム及び紙入札方式による入札書類データ（証明書等）の受領期限

平成21年2月20日（金） 17時00分

- (4) 電子入札システム及び紙入札・郵送等による入札書の受領期限

平成21年3月24日（火） 17時00分

- (5) 開札の日時及び場所

平成21年3月25日（水） 10時00分
国土交通省 近畿地方整備局 入札室

4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

①電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記3（2）に示すURLに提出しなければならない。

②紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記3（1）に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 落札対象

支出負担行為担当官において証明書等の技術審査を行い、審査結果に合格した入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

本業務は、平成21年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務にかかる開札の日には、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は平成21年4月1日とする。

なお、本業務は、平成21年度予算が成立されることを条件とした入札であり、当該業務にかかる平成21年度予算成立が4月2日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。